

(公印省略)

高齢福第1570号
令和2年9月 3日

各介護保険サービス事業所 管理者 様

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症の治療完了者の介護サービスの
利用について（依頼）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、平素からご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、先般、県内の介護サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の入院治療を終え医療機関を退院した利用者が、サービスの利用を再開しようとした際に、事業所から新型コロナウイルスに感染していないことの証明書の提出を求められた事例がありました。

厚生労働省の通知による新型コロナウイルス感染患者の退院等の取扱いは、別紙のとおりであり、退院に関する基準を満たす場合は、「病原菌を保有していないこと」となり、また、その場合は、就業制限といった一般生活上の制限の対象者でなくなること等が明記されています。

つきましては、介護サービスの利用者本人が、治療を終え退院する場合は、医療保健関係者の確認を経ているものであり、速やかに必要なサービスが提供されるよう、正しい理解と適切な対応をお願いいたします。

併せて、感染の拡大防止、風評被害の防止、個人情報保護の観点から治療完了者やその家族の人権及びプライバシーに特段のご配慮をお願いします。

[お問い合わせ先]

高齢者福祉課 介護サービス事業班

担当：梶原、中村 TEL (097) 506-2682

[別紙]

- 1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和2年2月18日付け、健感発0218第3号、厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第1号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ③ 発症日から10日間経過した場合
- ④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。（①又は③に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準

法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。

なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。

- 2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」（令和2年5月2日付、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

（略）

（2）就業制限解除の確認及び証明について

- 感染症法第18条第3項の規定に基づき、就業制限の適用を受けている者又はその保護者から、就業制限の対象者ではなくなったことの確認を求められた場合については、当該地域の状況に応じて、以下のいずれかに該当する旨を確認することとする。
 - ① 就業制限の解除の基準を満たすこと（症状の軽快が確認されてから（無症状病原体保有者については陽性の確認から）24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から24時間以後に再度検体採取を実施して2回連続でPCR検査での陰性が確認されたこと）
 - ② 宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したこと
- なお、就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はない。本取扱いは、厚生労働省本省から各都道府県労働局にも通知している。